

青森県報

号外第十八号

令和二年
三月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

○臨時の職業訓練の施行……………(労政・能力) 開 発 課 …… 一

告 示

青森県告示第二百二十四号

青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例(昭和三十九年四月青森県条例第三十九号)第二条の二第一項の規定により、令和二年度に開始する臨時の職業訓練を次のとおり施行するので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県立 技術専門 校	臨時の職 業訓練を 実施する 能力開発 校の名称	職業訓練 の種類・ 訓練課程	対象者	訓練科	訓練 期間	定数	授業料
青森県立 技術専門 校	普通職業 訓練課程 ・短業	職業訓練 の種類・ 訓練課程	公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦又は 支援指 示を受けた 者	介護実務者研修科 パソコン事務科 簿記基礎科	六月 三月 四月	二〇人 二〇人 ×二〇人	

青森県立
弘前高等
技術専門
校

簿記基礎科	医療・調剤事務科	パソコン・ITパス ポート科	宅建・FP養成科	介護実務者研修科	医療事務科	パソコン基礎科	パソコン経理科	販売士養成実践科	大型自動車免許取得 科	IT活用実務科	Webプログラミン グ科	パソコン基礎科	医療・調剤事務科	簿記・企業会計科	パソコン事務・We b科	ファイナンシャルプ ランナー養成科
三月	五月	六月	六月	六月	四月	三月	六月	四月	二月	二月	六月	四月	五月	六月	四月	六月
二〇人	×二〇人 二〇人	二〇人	二〇人	×二〇人 三〇人	一五人	×二〇人 四〇人	×二〇人	一五人	一〇人	×二〇人 二〇人	二〇人	二〇人	二〇人	×二〇人 二〇人	二〇人	二〇人

青森県立
八戸工科大学

建設実務科	事務職養成科	FP・簿記・パソコン基礎科	電気工事士養成科	パソコン応用実践科	パソコン実務科	パソコン簿記会計科	FP・簿記・パソコン応用科	ビジネス基礎科	介護職員初任者研修科	パソコン財務会計科	介護実務者養成科	大型車両実務科	IT活用業務基礎科	Webデザイン実践科	簿記・FP養成科	園芸実務科
三月	四月	五月	四月	五月	五月	三月	六月	四月	三月	三月	六月	二月	二月	四月	六月	六月
一五人	一五人	×一五人 二回	一五人	一五人	一五人	一五人	一五人	一五人	×一五人 二回	一五人	×一五人 二回	一〇人	一五人	一五人	二〇人	一〇人

青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 障害者職 業訓練校	青森県立 八戸工 科大学	青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 むつ高等 技術専門 校
---------------------------	----------------------	--------------------	---------------------------	---------------------------

障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項	障害者の 雇用促進 に関する 法律第十 五号第二 十三条第 二項
在職者訓練 コース	実践能力習 得訓練 コース	知識技能習 得訓練 コース	実践能力習 得訓練 コース	知識技能習 得訓練 コース	特別支援学 校早期訓 練コース	実践能力習 得訓練 コース	知識技能習 得訓練 コース	実践能力習 得訓練 コース	知識技能習 得訓練 コース	経理OA科	医療事務（ 医科・歯 科）科	IT応用科	医療事務（ 医科・歯 科）科	大型車両実 務科		
三 時 間	二 か ら 一 月	二 か ら 一 月	二 か ら 一 月	二 か ら 一 月	一 月	二 か ら 一 月	二 か ら 一 月	二 か ら 一 月	二 か ら 一 月	三 月	三 月	三 月	三 月	二 月		
七 人 × 三 回	九 人	八 人	九 人	八 人	二 人	九 人	九 人	九 人	九 人	×一 五 人 二 回	一 五 人	×一 五 人 二 回	一 五 人	一 〇 人		

青森県立 八戸工業 学院	青森県立 弘前高等 技術専門 校	青森県立 青森高等 技術専門 校
--------------------	---------------------------	---------------------------

															職業に必要 な技能及び これに関する 知識を習得 しようとして いる者であ る者、あつ て、在職し て	職業に必要 な技能及び これに関する 知識を習得 しようとして いる者であ る者、あつ て、在職し て
溶接科	自動車整備科	電気工事科	電気工事科	自動車整備科	配管科	木造建築科	木造建築科	造園科	木造建築科	自動車整備科	土木施工科	電気工事科	電気工事科	電気工事科	土木施工科	
時一五	時二	時一五	時一五	時一五	時一五	時一五	時一五	時二	時一五	時二	時一八	時二	時二四	時二四	時二	
一〇人	一五人	一五人	二〇人	×二〇回	一〇人	一〇人	一〇人	一〇人	一五人	二〇人	二〇人	×二〇回	×二〇回	×二五人	二〇人	
円千三百	千円	円千三百	円千三百	円千三百	円千三百	円千三百	円千三百	千円	円千三百	千円	円千六百	千円	百円二千二	百円二千二	千円	

															青森県立 青森高等 技術専門 校	青森県立 むつ高等 技術専門 校
普通職業 訓練課程															公共職業 安定所長 の受講指 示、又は 推薦、支 援を受けた 者	
栄養士養成科	保育士養成科	介護福祉士養成科	電気工事科	配管科	木造建築科	土木施工科	土木施工科	電気工事科	溶接科	溶接科	電気工事科	メカトロニクス科	電気工事科	電気工事科	配管科	配管科
二年	二年	二年	時一四	時一四	時一四	時一四	時一四	時一五	時一四	時二	時一四	時一四	時一五	時一八	時三〇	時一五
一〇人	一〇〇人	一五人	二〇人	一〇人	二〇人	二〇人	一五人	×一〇回	一五人	二〇人	一五人	一〇人	×一五人	×三〇回	一五人	一〇人
			円千二百	円千二百	円千二百	円千二百	千円	円千三百	円千二百	円千九百	円千二百	千円	円千三百	円千六百	百円二千八	円千三百

青森県立 八戸工業 学院								青森県立 弘前高等 技術専門 校			
美容師養成科	理容師養成科	保育士養成科	美容師養成科	理容師養成科	栄養士養成科	調理師養成科	保育士養成科	介護福祉士養成科	情報処理技能者養成科	トータルビューティ シヤン養成科	美容師養成科
二年	二年	二年	二年	二年	二年	一年	二年	二年	二年	二年	二年
一〇人	一〇人	一〇人	四人	四人	一〇人	一〇人	一〇人	一五人	一五人	一〇人	一〇人

(発行者・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭